

2021年10月1日

ユアサ健康保険組合
組合員の皆さまへ

ユアサ健康保険組合

インフルエンザ予防接種 補助実施について

平素は、ユアサ健康保険組合の事業運営にご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、当健保組合では、疾病予防事業の一環として、本年度もインフルエンザの予防接種費用の補助を実施いたします。

インフルエンザは、普通の風邪と違い、感染力が強く高齢者を中心とする慢性疾患を有する方が肺炎を併発すると重症化するケースが多く見受けられますので、この機会にインフルエンザの感染予防に向けてぜひお役立て下さい。

(実施要項)

- 補助対象者：被保険者及び被扶養者
接種の日に被保険者および被扶養者の資格がある方。
- 補助金限度額：2,000円/人
補助金額を下回る場合は実費分のみ支給となります。(消費税込)
自治体など他の制度により補助を受けることが出来る場合は、他の制度を優先し差額を申請してください。
- 補助回数：実施対象期間内に1人1回
- 対象接種種目：新型・季節型関係なく対象
- 実施対象期間：2021年10月1日(金)～2022年1月31日(月)に接種したもの
- 申請方法：『インフルエンザ予防接種補助金申請書(個人用)』に医療機関発行の領収証を添付のうえ申請
***申請書の被保険者氏名の捺印を必ずお願いします。**
***領収証には、接種日・接種者名・インフルエンザ予防接種であることの明記が必要です。接種者が複数の場合は接種者名ごとの内訳金額も必要です。**
- 提出先：事業所(会社)の管理部ご担当
***提出期限ならびに補助金支払日は、事業所(会社)にご確認ください。**
***任意継続被保険者の方は2月28日(日)迄に当健保組合に直接送付ください。**

※集団予防接種を受けられる方は、上記申請方法の対象外です。ご家族(被扶養者)分のみ申請してください。その場合も申請書の提出先は、事業所(会社)です。

申請書を当健保組合へ直接送付頂いても、お支払い出来ませんのでご注意ください。

～今年のインフルエンザ予防接種のポイント～

新型コロナウイルスワクチンとその他のワクチンの同時接種について

原則として、新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンは、同時に接種できません。

互いに、片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。

なお、創傷時の破傷風トキソイド等、緊急性を要するものに関しては、例外として2週間を空けずに接種することが可能です。

インフルエンザ予防接種の予約をする際には、上記の期間を考慮してご予約ください。

※参考「新型コロナワクチンQ&A」(厚生労働省)

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0037.html>